

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和2年7月1日
農林水産大臣公表

(一部変更：令和6年10月31日)

目次

前文	1
第1章 基本方針	2
第1 基本方針	2
第2章 発生予防対策	5
第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	5
第2-1 平時からの取組	5
第2-2 発生に備えた体制の構築・強化	8
第2節 浸潤状況調査	12
第3 浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策	12
第3章 まん延防止対策	14
第1節 豚等における防疫対応	14
第4 異常豚の発見及び検査等の実施	14
第5 病性等の判定	22
第6 病性等判定時の措置	26
第7 発生農場等における防疫措置	31
第8 通行の制限又は遮断（法第15条）	39
第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）	40
第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	47
第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	49
第12 ウイルスの浸潤状況の確認等	51
第13 予防的殺処分（法第17条の2）	58
第14 ワクチン	60
第15 家畜の再導入	61
第16 発生の原因究明	63
第2節 野生いのししにおける防疫対応	64
第17 感染の疑いが生じた場合の対応等	64
第18 病性の判定	66
第19 病性判定時の措置	67
第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）	69
第21 移動制限区域の設定（法第32条）	70
第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）	75
第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）	77
第24 ウイルスの浸潤状況の確認等	79
第4章 その他	81
第25 その他	81
【参考】	82
アフリカ豚熱の診断マニュアル	82
豚の評価額の算定方法	87
アフリカ豚熱に係る防疫スケジュール例	90

※ 留意事項

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和6年10月31日付け6消安第4352号農林水産省消費・安全局長通知。）

前文

- 1 アフリカ^{ぶたねつ}豚熱は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 アフリカ豚熱には、治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたびまん延すれば、
 - (1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - (2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - (3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、
 - (4) 国際的にも、アフリカ豚熱の非清浄国として信用を失うおそれがある。
- 3 現在、アフリカ豚熱は、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成 30 年 8 月には中国においてもアジアで初めて発生が確認された。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国等へ発生が拡大していることに加え、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、今後、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクが非常に高い。
- 4 また、アフリカ豚熱の感染の拡大には、野生動物、特に野生いのししの関与が極めて大きいと考えられている。近年、我が国では野生いのししが増加傾向にあり、平成 30 年 9 月に我が国で 26 年振りに発生した豚熱が野生いのしし群で感染が拡大していることを踏まえれば、アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生いのしし群にまん延した場合、豚熱と同様に早期の清浄化が困難となるおそれがある。
- 5 さらに、アフリカ豚熱は、世界的にもワクチンが実用化されていないため、豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、併せて、水際において国内へのウイルス侵入防止を徹底する必要がある。
- 6 このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 7 なお、本指針については、海外におけるアフリカ豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 アフリカ豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国へのアフリカ豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、アフリカ豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

 - (1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者という。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施するアフリカ豚熱に関するワクチン等の研究を推進する。
 - (2) 都道府県は、平時から、豚等の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って、アフリカ豚熱の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や防疫資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。
 - (3) 市町村及び関係団体等は、都道府県の行う豚等の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。
 - (4) 飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

【留意事項1】 畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

1 家畜に関する事業者

家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、農協等

2 生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

3 1及び2に係る輸送・保管事業者

家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学的調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当とする。
- (2) 都道府県は、（1）の防疫方針並びに第2-2の2の（1）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

- 5 また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、

野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。

- (1) 国は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（以下「基本方針」という。）を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。なお、基本方針については、動物衛生研究部門の研究、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（以下「畜産研究部門」という。）の研究等を踏まえ、必要があると認めるときは、随時見直す。
 - (2) 都道府県は、基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
 - (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。
- 6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国や国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) アフリカ豚熱の特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者、関連団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、アフリカ豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、アフリカ豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、アフリカ豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。
- (4) 食品残さを介したアフリカ豚熱ウイルスの野生いのししへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

2 都道府県の取組

- (1) 豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (3) 飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行

う。

- (4) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (5) 豚等の所有者に対して、その飼養している豚等につき、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、豚等の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、豚等の所有者（6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。
 - ① 法第 51 条に基づく農場への立入検査
 - ② 研修会の開催なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第 4 の 1 の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模所有者（豚及びいのししにあっては3,000頭以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第 52 条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。
- (6) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜が集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (7) 第 9 の 1 の（1）又は第 21 の 1 の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、アフリカ豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (8) 豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な加熱処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

【留意事項 2】 畜産物を含む食品残さの適切な処理

肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さを給与する場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき適正に処理をし、飼養衛生管理基準に基づき取り扱う。

- (9) 近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、アフリカ豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛

生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

- (10) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (2) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。
- (3) 発生時に、都道府県の防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援することができるよう、連携体制を整備する。
- (4) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

2 都道府県の取組

- (1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
 - ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
 - ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。
 - ③ 豚等の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。
 - ④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。
- (2) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。
- (3) 豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚等の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。
 - ① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。
 - ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7

項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。

- ③ 豚等の所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している豚等の所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う。
 - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。
- (4) 大規模所有者のうち、特に豚等の頭数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項 3】大規模所有者の対応計画の策定

都道府県は、防疫指針第 2 の 2 の (4) の大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

- 1 防疫措置中の農場内の動線図
- 2 防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
- 3 防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
- 4 豚等の死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺住民等への説明等）

【留意事項 4】化製処理施設における交差汚染防止対策

都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

- 1 車両消毒設備の整備及び消毒の徹底
化製処理施設の出入口には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等を整備し、発生農場から搬入する車両はもとより、施設内へ出入りする全ての車両について、入退場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に消毒の徹底を図ること。

2 死体及び汚染物品受入搬入口の区別

原則として、死体及び汚染物品受入搬入口は他の搬入口と明確に区別すること。

3 交差汚染防止対策の実施

原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員等が原因となる車両の交差汚染が生じないよう、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。

【留意事項5】化製処理施設利用に係る合意について

都道府県は、化製処理施設の利用を計画している豚等の所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、化製処理の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。

- 1 化製処理施設利用に当たっての死体等の受入体制
- 2 化製処理施設内における作業動線
- 3 化製処理に当たって使用するライン
- 4 作業中の病原体拡散防止策
- 5 化製処理後産物の取扱い

- (5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

【留意事項6】野生動物対策に係る連携・協力体制の整備

特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局並びに鳥獣対策担当部局（農林）及び野生動物担当部局（環境）等を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

- (6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。
また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の

要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

【留意事項7】 アフリカ豚熱の防疫スケジュール例

都道府県は、防疫演習を実施する場合は、別紙3「アフリカ豚熱に係る防疫スケジュール例」を参考とする。

- (7) 発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。
- (8) 豚等及び野生いのししにおけるアフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見するための検査体制を整備する。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、法第51条第1項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について、立入検査を行い、臨床検査により第4の2の（3）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。ただし、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）の第3-1の1により立入検査を実施している場合は、これに代えることができる。

2 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の遺伝子検出検査（豚熱に係るものにあつてはRT-PCR検査又はリアルタイムRT-PCR検査、アフリカ豚熱に係るものにあつてはPCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。

【留意事項8】病性鑑定材料を用いた調査におけるアフリカ豚熱の検査方法

豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の病性鑑定材料を用いた調査における検査方法は、遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）とし、実施に当たっては、別紙1「アフリカ豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

3 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、アフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

【留意事項9】死亡した野生いのしし又は捕獲した野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聴取りを行うこと。

【留意事項10】現地で採材する場合に携行する用具

野生いのししの検査のため、現地で採材を行う場合の用具等については、「CSF・ASF対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和2年3月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という。）を参照する。

【留意事項11】 野生いのししのアフリカ豚熱の検査に用いる検体及び方法

原則として、捕獲いのししの場合は血液、死亡いのししの場合は血液（採取できた場合に限る。）、扁桃、脾臓、腎臓又は耳介を用いて遺伝子検出検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙1「アフリカ豚熱の診断マニュアル」に準じて実施する。

4 調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、1から3までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

5 1から3までの調査を行う調査員の遵守事項

(1) 1及び2の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第5の1の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

(2) 3の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
- ② 入山後に、使用した靴は洗淨・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

【留意事項12】 野生いのししを検査する場合の関係者への指導に関する事項

都道府県は、野生いのししを確保した者等が直接家畜保健衛生所に搬入する場合等にあつては、野生いのししに病原体が含まれている可能性があることを踏まえ、関係者に対し、車両から汚染物が漏出しない措置や確保した場所の消毒を徹底すること等について、手引きを参照に指導する。

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における防疫対応

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 豚等の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項13】 異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、豚等の所有者、獣医師等から、臨床検査により第4の2の(3)に掲げる症状が認められた豚等(以下「異常豚」という。)を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式1により、農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

【留意事項14】 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に3の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具（外科用ハサミ、メス、有鉤ピンセット）、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等））、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等
- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 5 消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、消毒噴霧器等
- 6 その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラーズプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

【留意事項15】 都道府県が行う指導に関する事項

1 豚等の所有者から届出があった場合

(1) 豚等以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛するこ

と。

- (2) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、可能な限り流出しないようにすること。
- (3) 農場の出入口を原則1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。また、豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用していた衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(5)までのアフリカ豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣服を洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) アフリカ豚熱と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

3 家畜市場から届出があった場合

- (1) 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下(4)において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び(1)の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が

- 所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定すること。
 - (8) アフリカ豚熱と判明した場合には、市場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

4 と畜場から届出があった場合

- (1) 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないとは判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に入出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（4）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないとは判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないとは判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) アフリカ豚熱と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

2 都道府県による臨床検査

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。
- (2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- ② 同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
 - ア 摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - イ 便秘、下痢
 - ウ 結膜炎（目やに）
 - エ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - カ 流死産等の異常産の発生
 - キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- ④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ μ l 未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- ⑤ 豚等から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第 14 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項、第 23 条の 2 の 5 第 1 項又は第 23 条の 2 の 17 第 1 項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第 23 条の 25 第 1 項又は第 23 条の 37 第 1 項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認される。

【留意事項 16】死亡の理由が豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

豚等の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、

風水害その他の非常災害等の豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね一週間程度）は、死亡豚等の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

3 検体の送付

- (1) 都道府県は、2又は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第4の8の(1)により、アフリカ豚熱の診断を行うこととなった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を動物衛生研究部門に送付するとともに、家畜保健衛生所においてアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。
- (2) 都道府県は、1の異常豚の届出を受けた場合又は第3の1の臨床検査で異常豚を確認した場合で、動物衛生研究部門に検体を送付しない場合であっても、第3の2の調査として、家畜保健衛生所においてアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。さらに、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査も行う。
- (3) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第6の1の(5)により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚熱の診断を行うこととなった場合も、同様に検体を動物衛生研究部門に送付する。

【留意事項17】 アフリカ豚熱の診断のための動物衛生課との協議について

アフリカ豚熱の診断のための検体の送付に当たっては、以下の点について確認した上で、動物衛生課とあらかじめ協議する。ただし、アフリカ豚熱はウイルス株の病原性の違いによって、甚急性型から慢性型まで多様な病態を示す可能性があるため、協議に当たっては、動物衛生課が下記1及び2以外の疫学情報を確認する場合がある。

- 1 家畜防疫員による臨床検査及び所有者に対する聴取りにより、豚等に発熱、元気消失、食欲不振等が見られ、これが群内で広がっているかどうか。また、複数頭で死亡が確認されているかどうか。
- 2 家畜防疫員による解剖検査で、アフリカ豚熱の特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められるかどうか。
- 3 血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

【留意事項18】 抗原検査に供する検体の採材

防疫指針第4の3の材料の採取については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家畜保健衛生所で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。

- 1 採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養さ

れている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択すること。

- 2 病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。
- 3 ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置くこと。
- 4 採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付けること。
- 5 採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しないこと。
- 6 採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるポリバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

【留意事項 19】 アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法及び輸送方法

アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法及び輸送方法については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 56 条の 25 に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式 3）は、電子メールにより提出すること。

1 臓器材料が得られる場合の保存方法

(1) 材料：扁桃、脾臓、腎臓

(2) 材料の保存：スクリュウキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存する。

2 血液が得られる場合の保存方法

(1) 材料：血清、抗凝固剤加血液

(2) 材料の保存：血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存する。

4 農場等における措置

(1) 都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、2の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 法第 32 条第 1 項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- ア 生きた豚等
 - イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
 - ウ 豚等の死体
 - エ 豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）
 - オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
 - ③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
 - ④ 当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、①に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。
- (2) 都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、速やかに、当該農場に関する過去22日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
- ① 豚等の移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両
 - ③ 堆肥等の出荷先
 - ④ 精液及び受精卵等の出荷先
 - ⑤ 給与飼料の情報

【留意事項20】異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式2により動物衛生課宛てに報告する。

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも7により動物衛生研究部門が行う抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理
- (3) 第2-2の2の(1)により事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）
- (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- (5) 通行の制限又は遮断の検討
- (6) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (7) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

【留意事項21】陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目ごとに、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

6 浸潤状況を確認するための調査でアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3の2の病性鑑定材料を用いた調査で、アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して4の措置を行うことを指示するとともに、3により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、5の準備も同時に進める。

なお、第3の3の野生いのししの調査で陽性が確認された場合は、第17の措置を講ずる。

7 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3、6並びに第12の1の(2)及び第12の2により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査(遺伝子検出検査、ウイルス分離検査)を行うとともに、必要に応じて、遺伝子解析・血清抗体検査を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

8 その他

1から7までの措置は、豚等の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。

第5 病性等の判定

農林水産省は、第4の3により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常豚の通報があった場合

第4の2の臨床検査の結果並びに第4の7の動物衛生研究部門が行う抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）、必要に応じた遺伝子解析及び血清抗体検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。

① 遺伝子検出検査、ウイルス分離検査、必要に応じた遺伝子解析又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合（②の場合を除く。）にあつては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。

② 第9の1の（1）の移動制限区域内でアフリカ豚熱の発生が連続しており、疫学情報が十分に収集されている場合、又は第12の1の（2）の疫学関連家畜を飼養する農場において、アフリカ豚熱を疑う臨床症状が確認された場合は、動物衛生研究部門で実施する検査以外の検査結果に基づき、直ちに2の判定に移行する。

(2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

① 第3の2の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、当該遺伝子検出検査の結果、第4の6により行う臨床検査（特に体温測定）の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子検査（遺伝子検出検査及び必要に応じた遺伝子解析）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。

② 第3の3の野生いのししの調査において陽性が確認された場合には、第18の病性の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

① ウイルス分離検査により、アフリカ豚熱ウイルスが分離された豚等

② アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、遺伝子検査（遺伝子検出検査及び必要に応じた遺伝子解析）によりアフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

③ アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査によりアフリカ豚熱に対する抗体が検出された豚等

(2) 疑似患畜

① 患畜が確認された農場で飼養されている豚等

- ② 第9の1の(1)の移動制限区域内で発生が継続している場合において、アフリカ豚熱の臨床症状が明確である豚等及び当該豚等が確認された農場で飼養されている豚等
- ③ 第9の1の(1)の移動制限区域内の農場又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、遺伝子検出検査によりアフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ④ 患畜又は疑似患畜(②に掲げる豚等に限る。)が確認された農場(以下「発生農場」という。)で患畜又は疑似患畜(②に掲げる豚等に限る。)と判定した日(発症していた日が推定できる場合にあつては、発症日。以下「病性等判定日」という。)から遡って7日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等
ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。
- ⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- ⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜(②に掲げる豚等に限る。)と接触したことが明らかとなった豚等であつて、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等
- ⑦ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って15日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

【留意事項 22】 血清抗体検査結果の判定

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門(以下「動物衛生研究部門」という。)で実施する間接蛍光抗体法、エライザ法又はウエスタンブロット法のいずれかの検査結果を踏まえ、総合的に判定する。

【留意事項 23】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、都道府県は、防疫指針第5の2の(2)の④の豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

1 本病感染の否定

- (1) 発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者(以下「飼養管理者」という。)が直接の飼養管理を行っている全ての農場(発生農場を除く。)における全畜舎において、アフリカ豚熱を疑う症状が確認されていないこと。

(2) 全ての豚等が、患畜又は疑似患畜と過去7日間接触していないこと。

2 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が発生時の立入検査を行う際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、かつ、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できること。

- (1) 衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録されており、かつ、その記録が保存されていること。
- (2) 全畜舎において、網目の隙間が2cm以下の防鳥ネット又はこれと同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。
- (3) 定期的に農場内の点検を行い、畜舎の破損部及び隙間並びに排気管からねずみ等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。
- (4) 野生いのししの生息区域に所在する農場においては、衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう設置した防護柵等の定期的な点検を行い、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所が修繕されていること。
- (5) 農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと。
- (6) 農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

3 その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性等判定日から遡って7日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合

- (1) 畜舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際の自宅等での入浴を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること。
- (2) 飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと。
- (3) 敷地内に食肉処理施設が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること。

【留意事項 24】 患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

都道府県は、防疫指針第5の2の(2)の④の豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該豚等を飼養する農場に対し、防疫指針第9の1の(1)の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

【留意事項 25】 病性等判定日を起算日とする日数の数え方
病性等判定日当日は、不算入とする。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該豚等の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

【留意事項26】 野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、発生農場及び発生農場から半径10km以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局、市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生いのししからアフリカ豚熱ウイルスが検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

- (2) (1)の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因するアフリカ豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。
- (3) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径3km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (4) (3)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (5) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の5の(7)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を

本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、畜産研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
 - ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 27】 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総務班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整を含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常豚の届出に対する立入検査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに防疫指針第9の移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための豚等や物品の評価等を行う。
- ・ 記録班：発症豚等の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症豚等の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連豚等の特定のための調査を実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・ 野生動物対策班：発生農場周辺の野生いのししにおける感染確認検査の対応を行うとともに、野生いのししで陽性が確認された場合にあっては、野生動物に係る防疫措置の企画及び調整を行う。
- ・ 庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保健班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び豚等の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項 28】 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式 4 により行うこと。

【留意事項 29】 報道機関への協力依頼について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第 6 の 3 の (5) の事項について協力を求めること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第 2-2 の 2 の (1) に基づき事前に策定した動員計画及び第 4 の 5 で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。
- (2) 都道府県は、(1)により策定した具体的な防疫計画に基づいて、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

【留意事項 30】 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 アフリカ豚熱の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。

- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の豚等の飼養の有無を確認し、豚等を飼養している場合には、直接防疫業務に当たさせないようにすること。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県から応援を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足し、関係機関に協力を要請する場合、動物衛生課と調整するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。
- 5 都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。